(趣旨)

第1条 この指導基準は、富山県私立学校等の設置認可申請手続取扱要領(以下「取扱要領」という。)第2条第1項に規定する私立学校等の設置認可等(以下「設置認可等」という。)を受けようとする者(以下「設置認可計画者」という。)が行う設置認可等以前における広報活動等について、必要な事項を定めるものとする。

(広報活動等の定義)

- 第2条 この指導基準において広報活動等とは、次に掲げる活動をいう。
 - (1) 広報活動(学校案内、ポスター、資料の配布、ホームページ、新聞、雑誌等における広告等)
 - (2) 募集活動(募集要項の配付、入学試験等の実施)

(広報内容の事前相談)

第3条 設置認可計画者は、前条各号に掲げる活動に使用する文書等(以下「広告文書等」という。)の内容については、あらかじめ学術振興課長と協議しなければならない。

(広報活動等の開始時期)

- 第4条 第2条第1号に掲げる広報活動については、取扱要領第2条第1項に規定する 私立学校等設置計画書を承認された者は、富山県私立学校審議会において、特段の指 示がなされた場合を除き、取扱要領第4条第1項に規定する私立学校等設置認可申請 書を提出後、随時実施することができるものとする。
- 2 設置認可計画者は、設置認可申請書を提出後、受理される日前に広報活動を行う場合は、広報文書等に「計画承認済・認可申請前」と表記するとともに「開校予定年月日」を明示するものとし、受理された日以降に広報活動を行う場合は、「認可申請中」と表記するとともに「開校予定年月日」を明示するものとする。
- 3 学校教育法以外の法令・基準等に基づく養成施設等の指定等を受ける必要がある場合は、第1項の規定にかかわらず、富山県私立学校審議会において特段の指示がなされた場合を除き、県は指定を行う者の通知等を勘案し、広報活動を開始できる日を指示することができるものとする。
- 4 第2条第2号に掲げる募集活動については、設置認可等がされた日以降において、 実施することができるものとする。

(情報提供の制限等)

- 第5条 新聞社等報道機関に対する情報提供に関する文言等は、節度ある適切なものと し、事実に反するものであってはならないものとする。
- 2 前項の情報提供の内容について、事実に反する恐れのある記述があると認める場合は、学術振興課長は直ちに設置認可計画者等に対して事情を聴取することがある。

(附則)

この指導基準は、平成14年8月1日から施行する。

(附則)

この指導基準は、平成27年4月1日から施行する。

(附則)

この指導基準は、令和6年4月1日から施行する。